平成２１年（フ）第１４４号
福岡県田川郡糸田町1590番地１
債務者　米倉　伸司
１　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４４号
長崎県五島市籠淵町2423番地５
債務者　浦上　英子
１　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第４７８号
大分市大字永興1855番地の１
債務者　加崎　秀典
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６１７号
大分県国東市武蔵町糸原3063番地２メゾン光202号、申立時の住所大分県別府市亀川浜田町６番23号
債務者　山下　忠行
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８３号
大分県別府市大字北石垣1089番地の２
債務者　大川美禰子
１　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２４６号
沖縄県那覇市小禄４丁目15番地11　Ｙ’Ｓ小禄南202
債務者　川畑　美代
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６０号
沖縄県那覇市山下町27番26号　アパート奥武山Ｄ―101
債務者　知念　尚志
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３７０号
沖縄県豊見城市字高安1130番地の１　コーポレーションＧＩＢＯ102号
債務者　川村　享司
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５９号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町２丁目12番11号
債務者　韮澤　洋子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
北海道浦河郡浦河町字東栄159番地の１
債務者　北村　京子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１４８５号
仙台市太白区西中田６丁目22番２―112号
債務者　佐藤　安広
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０８号
仙台市泉区高森７丁目102番地　パークハウス高森ガーデン２―401
債務者　力丸　萠樹
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０９号
仙台市泉区高森７丁目102番地　パークハウス高森ガーデン２―401
債務者　力丸　香純
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２２号
仙台市青葉区中江２丁目23番11号　コーポ阿部112
債務者　田口　真紀
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２６号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番３―406号
債務者　米沢　敦子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３９号
仙台市泉区桂２丁目32番地の11
債務者　尾崎由美子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５７号
仙台市太白区四郎丸字落合12番地の29
債務者　田中美和子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５９号
仙台市太白区鹿野３丁目22番26号　ラ・メゾン・ビヤン202
債務者　後藤百合子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係